

## 仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計  
〒223-0053 横浜市港北区綱島西1-17-22  
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516  
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp  
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

## 今週のことば

## 世界人口

国連によると、世界の人口は80億人を突破。来年にはインドの人口が中国を上回り1位となる見込み。今後もアフリカを中心に増加し資源不足や貧困が懸念されている。

## ◆ 今週のことよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

11/21(月) 先勝

22(火) 友引 小雪

23(水) 先負 勤労感謝の日、サッカーW杯(日本-ドイツ)

24(木) 大安 旧暦11月1日

25(金) 赤口

26(土) 先勝

27(日) 友引

## 先週の株と為替

日経平均株価 円(対米ドル)

11/14(月)	27,963 ▼300	139.49 △1.69
15(火)	27,990 △27	139.33 △0.16
16(水)	28,028 △38	139.37 ▼0.04
17(木)	27,931 ▼97	139.32 △0.05
18(金)	27,900 ▼31	139.81 ▼0.49

## 年末に駆け込みでふるさと納税をする場合

実質2千円の負担で寄附した自治体の特産品を返礼品として受け取ることができる「ふるさと納税」は、年末に駆け込みで寄附を行う方が多くいます。

## ◆ 年末にふるさと納税をする場合の注意点等

ふるさと納税は、1~12月の1年間に控除上限額(年収や家族構成等で異なる)の範囲内で自治体に寄附を行った場合、寄附額のうち2千円を超える部分が所得税と住民税から全額控除される制度です。

ふるさと納税の申込みは、いつでも行うことができますが、令和4年分のふるさと納税として税金の控除を受けるには寄附金の支払いを年内に完了している必要があります。年内の受付を早めに締切る自治体もありますので、年末にふるさと納税を行う方は寄附先の期限を確認しましょう。

また、確定申告が不要な給与所得者等で、その年に寄附した自治体が5団体以内の方が確定申告を行わなくても控除が受けられる「ワンストップ特例制度」を利用する場合は、寄附先の自治体に申請書を提出している必要があり、申請書は寄附をした翌年1月10日(必着)が提出期限となります。

## ◆ ワンストップ特例を適用できない場合

寄附先が6団体以上となった場合や申請書を期限内に提出できなかった場合は、ワンストップ特例の適用は受けられないため、確定申告を行い控除を受けます。また、医療費控除などを適用するため確定申告を行う場合、ワンストップ特例は無効となるため、全てのふるさと納税について申告が必要です。

なお、確定申告の際、自治体が発行する寄附金の受領書に代えて、ふるさと納税サイトが発行する「寄附金控除に関する証明書」を添付できます。

## ■ この記事の詳細は、情報BOX201545

## 補正予算による中小企業の資金繰り支援

今年度第2次補正予算による中小企業の資金繰り支援では、新型コロナ対策として実施された民間金融機関の実質無利子・無担保融資(ゼロゼロ融資)等の返済負担を軽減するため、新たな借換保証制度が創設される予定です。

これは民間ゼロゼロ融資からの借換需要に加え、他の保証付融資からの借換などにも対応するため、100%保証は100%保証で借換えできる保証制度で、金融機関の継続的な伴走支援を受けながら経営改善に取り組む事業者の保証料を一部補助します(保証上限1億円、保証料0.2%等)

この他、創業時に課題となる経営者保証を不要とする信用保証制度を創設する予定です。

## 国税のスマホアプリ納付を利用する場合は

来月1日から国税の「スマホアプリ納付」が利用開始となります。これは、「国税スマートフォン決済専用サイト」から利用可能なPay払いを選択して納付する手続きです。

事前手続きは不要ですが、利用するPay払いへのアカウント登録及び残高へのチャージが必要で(一度の納付での利用上限金額は30万円)。

なお、専用サイトへのアクセスは来月1日から可能となりますが、フィッシング詐欺対策のため国税庁HP等からアクセスするようにします。

## 詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

## ふるさと納税を行った場合の注意点や手続など

### ◆ふるさと納税の概要

ふるさと納税は、自分の選んだ自治体に寄附（ふるさと納税）を行った場合に、寄附額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで所得税と住民税から原則として全額が控除される制度です（ワンストップ特例を利用した場合は、所得税からの控除は行われず、その分も含めた控除額の全額が翌年度の住民税から控除）。

なお、自己負担額の2,000円を除いた全額が所得税と住民税から控除される、ふるさと納税額の年間上限は、ふるさと納税を行った方の収入や家族構成、医療費控除や住宅ローン控除等の他の控除などにより異なりますので、ふるさと納税ポータルサイトや、ふるさと納税仲介サイトなどに用意されている上限額の目安一覧やシミュレーション（計算）を参考にします。

※上限を超えた金額については、控除が受けられません。

### ◆控除を受けるには

ふるさと納税の申込みは、いつでも行うことができますが、税金の控除については、1月～12月の年単位で取り扱われるため、令和4年分の所得について控除を受ける場合は、令和4年12月末までに支払いが完了したふるさと納税が対象となります（受領書に記載される受領日が本年末までのもの）。年内の受付を早めに締切る自治体もありますので、年末にふるさと納税を申込み場合は、各自治体・支払い方法ごとの期限を確認します。

控除を受けるためには原則、確定申告をする必要がありますが、確定申告が不要な給与所得者の方については、ふるさと納税先の自治体が5団体以内（同一の自治体に複数回寄附している場合でも1団体としてカウント）の場合に限り、確定申告をしなくても控除が受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が利用できます。このワンストップ特例を利用する場合は、ふるさと納税を行った自治体に申請書等を提出する必要があり、申請書等の提出はふるさと納税を行った翌年の1月10日（必着）が期限となります。

なお、5団体を超える自治体にふるさと納税をした場合や、申請書を期限内に提出できなかった自治体がある場合は、確定申告をして控除を受けます。また、ワンストップ特例を申請している場合でも医療費控除等のために確定申告をする場合はワンストップ特例が無効となるため、全てのふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に含めて確定申告をする必要があります。

### ◆ふるさと納税の基本的な流れ

#### 【ふるさと納税ワンストップ特例を適用する場合】

①ふるさと納税を行った自治体に、ワンストップ特例の申請書等を期限内※に提出します。

※申請書の提出はふるさと納税を行った翌年の1月10日（必着）が期限。

②所得税からの控除は行われず、その分も含めた控除額の全額が、ふるさと納税を行った翌年度の住民税の減額という形で控除されます。

#### 【確定申告を行う場合】

①ふるさと納税を行った自治体から、確定申告に必要な寄附を証明する書類（受領書）が発行されますので、大切に保管します。

②ふるさと納税を行った翌年に所轄税務署で確定申告を行います。確定申告を行う際には、寄附を証明する書類（受領書）を添付します。

③ふるさと納税を行った年の所得税から控除されます。

④上記③に加えて、ふるさと納税を行った翌年度分の住民税が減額される形で控除されます。

### ◆ふるさと納税に係る証明書等について

ふるさと納税について確定申告を行う際は、確定申告書にふるさと納税をした自治体が発行する受領書の添付が必要とされていますが、令和3年分の確定申告から寄附ごとの受領書に代えて、特定事業者※が発行する年間寄附額を記載した「寄附金控除に関する証明書」を添付することができるようになりました。

寄附金控除に関する証明書は、その電子データを特定事業者が運営するポータルサイトからダウンロードして取得する方法やマイナポータル連携により取得する方法のほか、郵送により交付を受けることができます。

※特定事業者とは、自治体とふるさと納税の仲介に関する契約を締結しており、国税庁長官が指定した事業者です。